

長政第604号
令和元年10月21日

関係団体の長 殿

山形県健康福祉部長寿社会政策課長

介護支援専門員実務研修受講試験受験における実務要件の確認について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、介護支援専門員実務研修受講試験の受験に必要な実務経験を満たしていない者が受験し合格、介護支援専門員の業務を行っていたという事案が明らかになり、本県では合格の取消し及び登録の消除の処分を行ったところです。

つきましては、介護支援専門員実務研修受講試験受験申込みの際には、実務要件を満たしているか確認を徹底するよう、会員へ御周知くださいますようお願いいたします。

記

【介護支援専門員実務研修受講試験受験要件】

厚労省老健局長通知「介護支援専門員実務研修受講試験の実施についての一部改正について」(平成27年2月12日付老発0212第2)「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」より抜粋

3. 対象者

(1) 対象者

ア及びイの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者とする。

ア. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

イ. 別に定める相談援助に従事する者が、当該業務に従事した期間

(2) 対象者の範囲の具体的判断

対象者の具体的な判断については、(1)に列举されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助でない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれないこと。

10. 合格の取消し

試験中に不正行為が判明した場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があつた場合には、合格を取り消すものとする。

【担当】

山形県健康福祉部長寿社会政策課介護指導担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電話 023-630-3123 FAX 023-630-2271